# 北海道ゴルフ練習場連盟規約

(公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟北海道ブロック)

# 第1章 総則

(名称)

第 1 条 本連盟は、北海道ゴルフ練習場連盟(公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟北海道ブロック)と称する。

(目的)

第 2 条 本連盟は、北海道地区一円における会員相互の連絡と親睦福祉をはかり、もってゴルフの 振興と発展に寄与することを目的とする。

本連盟は、公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟との相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展を図ることを目的とする。なお委託業務遂行に関する細目は、協議の上取り決めるものとする。

(事務所所在地)

第3条 この連盟の事務所は、札幌に置くこととする。

# 第2章 会員

(会員)

- 第4条 1. 本連盟の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。
  - 2. 正会員は、本連盟の目的に賛同して入会するゴルフ練習場事業を営む法人及び個人とする。

本連盟の正会員はJGRA (公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟) 北海道ブロックの 会員に登録されるものとする。

3. 賛助会員は、前項に該当しないもので、本連盟の目的に賛同しその事業に協力しようとする法人及び個人とする。

(入会)

第 5 条 本連盟に会員として入会を希望する者は、理事長に対する入会申込をなし、理事会の承認 を得ること要する。

(入会金及び年会費)

第6条 会員は、下記の入会金及び年会費を負担しなければならない。

1.入会金(正会員のみ)

50.000円

2.年会費(前納とする)

但し、次年度以降については、自動引落を原則とする。(時期4月)

①正会員 a 札幌圏・・・・札幌市・江別市・石狩市・北広島市

・アウトドア 50打席以下 40.000円

50打席以上 60.000円

(インドア併設の場合は合算とする)

インドア25.000円

bその他の地域

・アウトドア 50打席以下 25.000円

50打席以上 30.000円

(インドア併設の場合は合算とする)

・インドア 15.000円

但し、入会金及び年会費の変更は理事会の決議による。

(除名)

第7条 会員がこの連盟に対する義務を怠り又は連盟の名誉を汚す行為をした場合は、理事会の議 決を経て除名することができる。

(慶弔)

第8条 会員の慶弔については、常任理事会により決定する。

(脱会)

第9条 脱会をしようとする会員は、その旨を理事会に届かなければならない。

(返金)

第10条 既納の入会金及び年会費はいかなる理由があっても返還はしない。

第3章 役員

(役員)

第11条 本連盟に次の役員を置くこととする。また役員はJGRA北海道ブロックの役員を兼務する。

理事長 1名

副理事長 3名以内

理事 若干名(内1名は会計担当とする)

監事 2名

(役員選出)

第12条 本連盟の役員選出は次の方法による。

- 1. 理事及び監事は定時総会において正会員の選挙による。
- 2. 理事長及び副理事長の選出は理事の互選による。
- 3. 会計担当理事は事務局長を兼ね理事長の指名による。
- 4. 理事長及び副理事長、会計担当理事をもって常任理事会を構成する。

(任期)

第13条 各役員の任期は2年間とする。但し、重任を妨げない。

(役割)

第14条 理事長は、本連盟を代表し、業務を統括する。

第15条 副理事長は、理事長を補佐し業務を処理する。理事長事故あるときは、これを代行する。

- 第16条 理事は、理事会を組織し本規約に定められた重要事項の審議をする。
- 第17条 監事は、本連盟の会計を監査する。
- 第18条 役員は、すべて名誉職とする。

#### 第4章 会議

(会議)

第19条 本連盟の会議は常任理事会、理事会、年次総会、臨時総会及び月例会とする。

(常任理事会・理事会)

第20条 常任理事会、理事会は理事長が随時招集し議長となる。

(年次総会)

- 第21条 年次総会及び臨時総会は、正会員をもって構成する。
- 第22条 年次総会は、毎年1回理事長がこれを召集し、決算報告、予算審議、役員改選及びその他 諸般の報告をなすものとする。

年次総会は正会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。 年次総会の議長は理事長とし、理事長事故あるときは副理事長がこれにあたる。

(臨時総会)

第23条 臨時総会は、理事長又は月例会の決議により必要と認められたとき理事長が招集し、正会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

臨時総会の議長は理事長とし、理事長事故あるときは副理事長がこれにあたる。

(月例会)

第24条 原則として毎月理事長が収集し、本規約第2条の目的達成に必要な事項を協議する。

第5章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

第25条 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は、学識経験者の中から理事長が委嘱する。顧問及び相談役は本連盟の 業務に関し理事長の諸問に応じ又は理事長に対し意見を述べることができる。

第6章 委員会

(委員会)

- 第26条 本連盟に次の役員を置くことができる。
  - 1. 経営合理化委員会
  - 2. JGRA研修会委員会
  - 3. ジュニアゴルファー育成委員会
  - 4. 広報委員会
  - 5. その他
- 第27条 委員会の構成及び役員は理事会で決定する。

# 第7章 資産及び会計

(資産)

第28条 本連盟の資産は、入会金、寄付金品等からなる。資産の管理及び運用に関する重要事項は 理事会の決議を必要とする。

(経費)

第29条 本連盟の経費は、会費その他の雑収入をもって支弁し、不足するときは入会金から充当することができる。

(余剰金)

第30条 年度末の余剰金については、翌年に繰り越すこととする。

(決算)

第31条 本連盟の決算は、年次総会の議決により決定する。

(会計年度)

第32条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

# 第8章 補則

(規約の変更)

第33条 本連盟の規約の変更は、年次総会において出席者の過半数の同意がなければならない。 (新規正会員)

第34条 新規の正会員は、施設に打席を有することを原則とする。 但し、この新規の正会員が打席を消滅した場合は正会員の資格も消滅するものとする。

#### 第9章 改訂

(規約執行)

第35条 本連盟の規約は、昭和60年8月1日より実施する。

第36条 本連盟の規約は、平成7年4月26日に改訂し実施する。

第37条 本連盟の規約は、平成23年4月21日より改訂し実施する。

第38条 本連盟の規約は、平成26年5月26日より改訂し実施する。

第39条 本連盟の規約は、平成27年4月1日より改訂し実施する。